

# 新スタイル対応販路拡大支援事業（ハイブリッド展示会等出展支援）：食品 に係る研修業務委託仕様書

## 1 委託業務名

新スタイル対応販路拡大支援事業（食品）に係る研修業務委託仕様書

## 2 目的

コロナ禍により、リアルだけでない新しいスタイルの販路開拓が求められる中、リアルとオンラインを併用したハイブリッド形式の展示会等の成果を向上させるために、セミナー支援等を行うとともに実践の場としての展示会等の出展支援を実施することで、ノウハウの定着を図り、ウィズコロナ、アフターコロナにおいても成長できる土台を構築し、県内中小企業の競争力強化の後押しをする。

## 3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和5年2月28日まで

## 4 委託業務の内容

別記1（展示会と研修内容）のとおり、展示会それぞれの各段階（基礎研修、応用研修、個別研修）において、新スタイルに対応するための手法等の習得に向けた研修を実施する。ただし、自社（出展者）製品/技術の分析、ターゲット選定、効果的なPR手法と習得に加えてこれらを俯瞰した展示会シート（仮称）の完成を研修に含むこと。

加えて研修内容の実践の場（オンラインでの合同展示会など）を用意し、管理運営すること。

## 5 委託の範囲

- (1) 管理運営：委託業務全体の管理運営（研修会場選定、会場代支払等含む）、
- (2) 事業実施：研修の企画・実施とコンテンツ作成に関するサポート（旅費含む）  
実績報告書の作成 ※各社の研修指導内容等がわかる形とする（展示会シート等）  
研修内容実践の場（オンラインでの合同展示会・合同記者発表など）管理運営  
（会場選定、会場代支払等含む）

## 6 委託金額

委託料の上限は3,300,000円（税込）とする。

## 7 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- (2) 委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。ただし、個社研修は参加企業数によって変動するため、実績に応じた額を確定額として支払う。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記2（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報

の保護に努めること。

(5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) その他不明な点は、双方の協議により決定する。

## 別記1 展示会と研修内容

### 展示会（予定）

展示会名	日程	場所	ターゲット	主催	企業数
スーパーマーケットトレードショー2023	R5. 2. 15-17	千葉	食品バイヤー	(一社)全国スーパーマーケット協会	20小間 25社程度

### 研修内容

	研修1	研修2	研修3
内容	基礎研修	応用研修	個社研修
回数	3時間程度×1回以上	3時間程度×1回以上	1時間程度×1回以上 × <u>企業数</u> ※原則個社毎
対象	全社	全社	全社
場所	山口県内	山口県内	山口県内(オンライン可)
備考		※出展者説明会を同時開催する場合あり(事前相談)	※必ず各社1回以上の個社研修を実施すること
研修項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(オンラインやWeb、マスコミ等を活用した)新スタイルの展示会・商談手法やトレンドなど</li> <li>・リアル展示会及びオンライン・Webの工夫ポイント</li> <li>・事前準備(自社分析、情報発信とツール活用方法など)</li> </ul> ⇒展示・商談シート(仮称)の作成・展示会活用方法と留意事項説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画やWeb、マスコミ等を活用するノウハウ・手法</li> <li>・動画やWeb等を制作する(制作依頼する)際のポイント</li> <li>・自社製品/技術の分析</li> <li>・Web/専門誌/マスコミを活用したPR手法、ほか受注獲得に向けたフォローアップへの展開方法</li> </ul> ⇒展示・商談シート(仮称)の作成・完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記応用研修に関する個社フォロー(個社毎に何を、どうPRするか等整理支援。展示・商談シート(仮称)活用)</li> <li>・動画やWeb等を制作or依頼する場合の助言アドバイス</li> <li>・Web/専門誌/マスコミを活用したPRをする際の助言アドバイス</li> <li>・受注獲得に向けたフォローアップの助言アドバイス</li> </ul>

※研修開催場所は、社会情勢等を考慮してWeb実施も可とする。(ただし、最低一回以上はリアル開催とすること)

### 実践(オンラインを活用した実践の場)

実施内容	日程	場所	ターゲット	備考
オンライン合同展示会・合同記者発表など(オンラインを活用した実践)の開催及び運営管理	R4. 12 ~ R5. 1頃	県内が望ましい	食品バイヤー、マスコミなど	※任意参加とするが、なるべく多くの企業を参加させること

## 別紙2 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう